

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、予防接種に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

加須市長

公表日

令和6年5月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなり、その実施に係る事務(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種を含む。)</p> <p>②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができることとされており、その徴収の事務手続</p> <p>③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間保存することとなり、その保存手続</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、当市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)を使用し、新型コロナウイルスワクチンの接種状況の登録及び他市町村への接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	1) 健康管理システム(予防接種) 2) 団体内統合宛名システム 3) 中間サーバー 4) ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(情報連携) ・番号法第9条第1項、同法別表第一の10の項及び93の2の項、主務省令第10条及び67条の2 ・番号法第19条第8号</p> <p>(VRSによる情報提供・照会) ・番号法第19条第6号及び第16号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する]
②法令上の根拠	<p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、同法別表第二の16の2、16の3、18、115の2の項、主務省令第12条の2、第12条の2の2、第13条</p> <p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、同法別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項、主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康スポーツ部 いきいき健康医療課、こども局 すくすく子育て相談室
②所属長の役職名	いきいき健康医療課長、すくすく子育て相談室長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>【新型コロナウイルス予防接種・高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311</p> <p>【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 すくすく子育て相談室 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>【新型コロナウイルス予防接種・高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311</p> <p>【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 すくすく子育て相談室 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	I 関連情報 5-②所属長の役職名	間下 知子	健康づくり推進課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	「IVリスク対策」を追加	—	新設されたリスク対策の実施状況の記載	事後	リスク対策に係る評価項目の新設
令和1年12月24日	I 関連情報 4-②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の18の項及び主務省令第13条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の16の2、16の3、18の項及び主務省令第12の2、12の2の2、13条	事後	記載項目の変更
令和1年12月24日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和2年12月23日	I 関連情報 1-②事務の概要	加須市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなっており、その実施に係る事務 ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができることとされており、その徴収の事務手続 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間保存することとなっており、その保存手続 番号法の別表第二に基づいて、当市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	加須市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなっており、その実施に係る事務 ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができることとされており、その徴収の事務手続 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間保存することとなっており、その保存手続 番号法の別表第二に基づいて、当市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	記載項目の変更
令和2年12月23日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の10の項及び主務省令第10条	番号法第9条第1項、別表第一の10、93の2の項、主務省令第10条及び67条の2	事後	記載項目の変更
令和2年12月23日	I 関連情報 4-②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の16の2、16の3、18の項及び主務省令第12の2、12の2の2、13条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の16の2、18、115の2の項、主務省令第12の2、13条及び59条の2 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の16の2、16の3、18、115の2の項、主務省令第12の2、12の2の2、13条及び59条の2	事後	記載項目の変更
令和2年12月23日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和2年12月23日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月8日	I 関連情報 1-②事務の概要	加須市は、予防接種法、新型コロナウイルス等対策特別措置法、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなり、その実施に係る事務(新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種を含む) ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができることとされており、その徴収の事務手続 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間保存することとなり、その保存手続 番号法の別表第二に基づいて、当市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	加須市は、予防接種法、新型コロナウイルス等対策特別措置法、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなり、その実施に係る事務(新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種を含む) ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができることとされており、その徴収の事務手続 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間保存することとなり、その保存手続 番号法の別表第二に基づいて、当市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	記載項目の変更
令和3年2月8日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	時点修正
令和3年2月8日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月1日	I 関連情報 1-②事務の概要	加須市は、予防接種法、新型コロナウイルス等対策特別措置法、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなり、その実施に係る事務(新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種を含む) ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができることとされており、その徴収の事務手続 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間保存することとなり、その保存手続 番号法の別表第二に基づいて、当市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	予防接種法、新型コロナウイルス等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなり、その実施に係る事務(新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種を含む) ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができることとされており、その徴収の事務手続 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間保存することとなり、その保存手続 番号法の別表第二に基づいて、当市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ワクチン接種記録システム(VRS)を使用し、新型コロナウイルスワクチンの接種状況の登録及び他市町村への接種記録の照会・提供を行う。	事後	保護評価の再実施に伴う記載項目の変更
令和3年8月1日	I 関連情報 1-③システムの名称	1) 健康管理システム(予防接種) 2) 団体内統合宛名システム 3) 中間サーバー	1) 健康管理システム(予防接種) 2) 団体内統合宛名システム 3) 中間サーバー 4) ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	保護評価の再実施に伴う記載項目の変更
令和3年8月1日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の10、93の2の項、主務省令第10条及び67条の2	(情報連携) ・番号法第9条第1項、同法別表第一の10の項及び93の2の項、主務省令第10条及び67条の2 ・番号法第19条第8号 (VRSによる情報提供・照会) ・番号法第19条第6号及び第16号	事後	保護評価の再実施及び令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う記載項目の変更
令和3年8月1日	I 関連情報 4-②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の16の2、18、115の2の項、主務省令第12の2、13条及び59条の2 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の16の2、16の3、18、115の2の項、主務省令第12の2、12の2の2、13条及び59条の2	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、同法別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項、主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、同法別表第二の16の2、16の3、18、115の2の項、主務省令第12条の2、第12条の2の2、第13条及び第59条の2	事後	保護評価の再実施及び令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う記載項目の変更
令和3年8月1日	I 関連情報 5-①部署	健康医療部 健康づくり推進課	健康医療部 健康医療推進課・子ども局 子育て支援課	事後	組織改正
令和3年8月1日	I 関連情報 5-②所属長の役職名	健康づくり推進課長	健康医療推進課長・子育て支援課長	事後	組織改正
令和3年8月1日	I 関連情報 7. 請求先	加須市役所 健康医療部 健康づくり推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311	【新型コロナウイルス・高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 健康医療推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-53-5020 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 子ども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	事後	組織改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月1日	I 関連情報 8. 連絡先	加須市役所 健康医療部 健康づくり推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311	【新型コロナウイルス・高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 健康医療推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-53-5020 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 子ども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	事後	組織改正
令和3年8月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	対象人数の変更 (保護評価の再実施)
令和3年8月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和3年1月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月1日	III しいき値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	対象人数の変更に伴う保護評価の再実施
令和3年8月1日	IV リスク対策 1	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	対象人数の変更に伴う保護評価の再実施
令和4年1月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないことになっており、その実施に係る事務(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種を含む。) ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができることとされており、その徴収の事務手続 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間保存することとされており、その保存手続 番号法の別表第二に基づいて、当市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ワクチン接種記録システム(VRS)を使用し、新型コロナウイルスワクチンの接種状況の登録及び他市町村への接種記録の照会・提供を行う。	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないことになっており、その実施に係る事務(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種を含む。) ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができることとされており、その徴収の事務手続 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間保存することとされており、その保存手続 番号法の別表第二に基づいて、当市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ワクチン接種記録システム(VRS)を使用し、新型コロナウイルスワクチンの接種状況の登録及び他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和5年1月1日	I 関連情報 4. 個人番号の利用 ②法令上の根拠		「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条」を追加	事前	公金受取口座の利用開始に伴う修正
令和5年1月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署、②所属長の役職名	①健康医療部 健康医療推進課・子ども局 子育て支援課 ②健康医療推進課長・子育て支援課長	①健康医療部 健康医療推進課・いきいき健康長寿課、子ども局 子育て支援課 ②健康医療推進課長、いきいき健康長寿課長、子育て支援課長	事後	組織改正
令和5年1月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	【新型コロナウイルス・高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 健康医療推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-53-5020 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 子ども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	【新型コロナウイルス予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 健康医療推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-53-5020 【高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 いきいき健康長寿課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 子ども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	事後	組織改正
令和6年1月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署、②所属長の役職名	①健康医療部 健康医療推進課・いきいき健康長寿課、子ども局 子育て支援課 ②健康医療推進課長、いきいき健康長寿課長、子育て支援課長	①健康医療部 健康医療推進課・いきいき健康長寿課、子ども局 すくすく子育て相談室 ②健康医療推進課長、いきいき健康長寿課長、すくすく子育て相談室長	事後	組織改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月1日	I 関連情報 4. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、同法別表第二の16の2、16の3、18、115の2の項、主務省令第12条の2、第12条の2の2、第13条及び第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、同法別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項、主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、同法別表第二の16の2、16の3、18、115の2の項、主務省令第12条の2、第12条の2の2、第13条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、同法別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項、主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴い、番号法別表第一及び別表第二の規定に基づき、主務省令の一部が改正されたことに伴う修正
令和6年1月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	【新型コロナウイルス予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 健康医療推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-53-5020 【高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 いきいき健康長寿課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	【新型コロナウイルス予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 健康医療推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-53-5020 【高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 いきいき健康長寿課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 すくすく子育て相談室 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	事後	組織改正
令和6年1月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和3年6月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	時点修正
令和6年1月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	時点修正
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	健康医療部 健康医療推進課・いきいき健康長寿課、こども局 すくすく子育て相談室	健康スポーツ部 いきいき健康医療課、こども局 すくすく子育て相談室	事後	組織改正に伴う変更
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	健康医療推進課長、いきいき健康長寿課長、すくすく子育て相談室長	いきいき健康医療課長、すくすく子育て相談室長	事後	組織改正に伴う変更
令和6年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	【新型コロナウイルス予防接種に関すること】 加須市役所健康医療部健康医療推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-53-5020 【高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所健康医療部いきいき健康長寿課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 すくすく子育て相談室 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	【新型コロナウイルス予防接種・高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 すくすく子育て相談室 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	事後	組織改正に伴う変更
令和6年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	【新型コロナウイルス予防接種に関すること】 加須市役所健康医療部健康医療推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-53-5020 【高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所健康医療部いきいき健康長寿課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 すくすく子育て相談室 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	【新型コロナウイルス予防接種・高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 すくすく子育て相談室 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	事後	組織改正に伴う変更
令和6年5月13日				事後	令和6年4月1日修正分の委員会への提出漏れ